

令和4年度 第1回千葉県博物館協議会会議

日 時 令和5年1月12日(木)
午前10時から
会 場 千葉県立中央博物館 講堂

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 千葉県博物館協議会委員紹介
- 4 出席職員紹介
- 5 県立博物館・美術館の概要について
- 6 議事
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 県立博物館情報システムの概要と今後の予定
 - (3) その他
- 7 行政説明
- 8 諸連絡
- 9 閉会

令和4年度第1回千葉県博物館協議会 座席表

議長

副議長

濱田委員

高橋委員

井口委員

門脇委員

鴻野委員

細矢委員

オンライン

細田委員

関沢委員

--	--

美術館 山本館長 中央博物館 植野館長 現代産業科学館 田中館長 関宿城博物館 米谷館長 房総のむら 望月館長 環境生活部 文化振興課 戸崎副参事

千葉県博物館協議会委員

分野	委員	
	氏名	所属等
学校教育	ハマダ トコ 濱田 素子	富里市立浩養小学校 校長
社会教育	イグチ タカシ 井口 崇	袖ヶ浦市郷土博物館 顧問
家庭教育	ウキ イヅミ 卯木 伊津美	千葉県子ども会育成連合会 副会長
学識経験者 (歴史)	ユアサ ハルヒサ 湯浅 治久	専修大学文学部 教授
学識経験者 (民俗)	セキザワ 関沢 まゆみ	国立歴史民俗博物館 副館長
学識経験者 (美術)	コウノ ナ 鴻野 わか菜	早稲田大学総合科学学術院 教育学部教授
学識経験者 (自然)	ホソヤ ツヨシ 細矢 剛	国立科学博物館植物研究部 部長
学識経験者 (理工)	タカハン マサシ 高橋 正	東邦大学 名誉教授
学識経験者 (広報)	ホソダ ミワコ 細田 美和子	NHK千葉放送局 局長
学識経験者 (観光)	カドワキ イチロウ 門脇 伊知郎	合同会社わんぱく 代表

(任期: 令和4年12月1日～令和6年11月30日)

令和4年度 第1回千葉県博物館協議会会議 出席職員名簿

千葉県立美術館・博物館長

館名	職名	氏名
千葉県立美術館	館長	山本 昇
千葉県立中央博物館	館長	植野 英夫
千葉県立現代産業科学館	館長	田中 文昭
千葉県立関宿城博物館	館長	米谷 博
千葉県立房総のむら	館長	望月 賢二

千葉県環境生活部文化振興課

部課名	職名	氏名
環境生活部文化振興課	副参事	戸崎 将宏
環境生活部文化振興課	主幹兼学芸振興室長	立和名 明美
環境生活部文化振興課	技師	小出 麻友美

千葉県立美術館・博物館職員

館名	職名	氏名
千葉県立美術館	副館長	中松 れい
千葉県立美術館	普及課長	鈴木 敬子
千葉県立中央博物館	副館長	高梨 俊夫
千葉県立中央博物館	自然誌・歴史研究部長	幅 大
千葉県立中央博物館	生態・環境研究部長	小田島 高之
千葉県立中央博物館	資料管理研究科長	御巫 由紀
千葉県立中央博物館 分館海の博物館	分館長	斎木 健一
千葉県立現代産業科学館	学芸課長	竹内 洋子
千葉県立関宿城博物館	学芸課長	尾崎 晃
千葉県立房総のむら	副館長	大森 けい子

事務局

館名	職名	氏名
千葉県立中央博物館	企画調整課長	島立 理子
	上席研究員	関 諒一
	上席研究員	吹春 俊光
	上席研究員	山本 伸子
	研究員	玉井 里奈
	研究員	樽 宗一朗

令和 4 年度第 1 回千葉県博物館協議会

資料

[資料 1]

千葉県立博物館・美術館の概要

美術館	2
中央博物館	4
現代産業科学館	8
関宿城博物館	10
房総のむら	13

[資料 2]

千葉県立博物館情報システムの概要と今後の予定について

16

参考資料

- ・ 関係法令一覧
- ・ 博物館協議会運営規則
- ・ 千葉県博物館協議会傍聴要領
- ・ 各館パンフレット

令和4年度 千葉県立美術館の概要

1 使命

千葉県立美術館は、千葉県ゆかりの美術資料を中心として体系的に収集、保管して後世に継承するとともに、「みる・かたる・つくる」活動により新たな知見を創造し、美術情報を発信します。

さらに、この美術活動をとおして、美術を愛する人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援します。

○調査・研究を基に、新たな美術資料の発見と価値を見出し、千葉県のアート・文化に関する資料を収集・保存して、後世に伝えます。

○美術資料や調査・研究の成果を知的資産として蓄積し、その情報を発信することによって県民と共有し、美術の振興と発展に寄与します。

○県民に専門性や体験を重視した生涯学習の機会を提供し、美術や文化を愛する人材を育成します。

○美術館は地域の核となって、美術をとおしてまちづくり、地域文化振興、地域おこし、といった地域づくりを支援します。

2 住所

千葉市中央区中央港1-10-1 (JR京葉線「千葉みなと駅」から徒歩約10分)

3 沿革

昭和49年4月1日機関設置、同年10月23日開館

4 施設

- (1) 敷地面積 33,057.87㎡
 - (2) 建物延床面積 10,663.57㎡ (展示室面積: 4,296.30㎡ / 収蔵庫面積: 771.50㎡)
- ※耐震補強工事実施済み

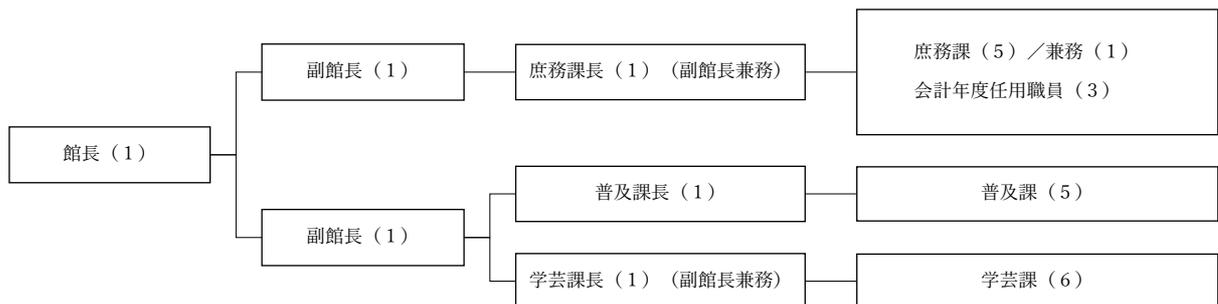
5 組織

(1) 職員数

24名 (うち再任用7名)

区分	行政職	研究職	兼務	会計年度任用職員	計
人数	9名	11名	1名	3名	24名

(2) 組織図



6 予算

歳入	令和4年度当初	令和3年度当初	令和2年度当初
予算額	12,165千円	10,849千円	22,522千円
歳出	令和4年度当初	令和3年度当初	令和2年度当初
予算額	185,760千円	279,764千円	240,434千円

7 収蔵資料

区分	令和3年度末	令和2年度末	令和元年度末
収蔵資料	2,794点	2,778点	2,771点
研究資料	1,652点	1,650点	1,645点

8 入場者数

年度	入場者数	美術館主催展覧会入場者数	うち有料入場者数	入場料収入
令和3年度	77,202人	32,713人	16,046人	5,044,140円
年度	入場者数	美術館主催展覧会入場者数	うち有料入場者数	入場料収入
令和2年度	25,418人	16,053人	8,003人	2,319,390円
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館 令和2年3月3日～5月25日/令和3年1月13日～3月22日				
年度	入場者数	美術館主催展覧会入場者数	うち有料入場者数	入場料収入
令和元年度	122,238人	36,351人	9,869人	5,340,410円

9 令和4年度主要展示事業

(1) 企画展

江口寿史イラストレーション展 彼女 令和4年10月29日(土)～令和5年1月15日(日)

(2) コレクション展

第1期コレクション展 令和4年4月1日(金)～5月22日(日)

(名品1-色彩のあじわい-絵で見る房総の景色/詩歌と諸-詩歌の魅力×書の表現力-)

第2期コレクション展 令和4年5月28日(土)～7月18日(月・祝)

(名品2-浅井忠と工芸-澤部清五郎とその周辺/春過ぎて夏来たるらし-夏の風物詩-)

第3期コレクション展 令和4年7月27日(水)～9月19日(月・祝)

(美術と文学-想を得る楽しさ-カラフル!)

第4期コレクション展 令和5年1月25日(水)～3月21日(火・祝)

(名品4-旧制千葉中学から広がる堀江正章の系譜-)

(3) 美術館活性化事業

コレクション展活性化 名品3-クールベの嵐- 令和5年7月27日(水)～9月19日(月・祝)

山下麻衣+小林直人-もし太陽に名前がなかったら- 令和5年1月25日(水)～3月21日(火・祝)

(4) 第46回千葉県移動美術館

木更津市郷土博物館 金のすず 令和4年9月17日(土)～10月16日(日)

10 令和4年度主要普及事業

(1) 実技講座

陶芸①-ロクロ成形と呉須で施す加飾を学ぼう-/陶芸②-ポットの成形と施釉の応用を学ぼう-/ホリデーアート 蜜蝋画-蜜蝋で不思議な抽象画を描こう-/金工(鍛金)-銅板を叩いてカップをつくらう-/ホリデーアート コラグラフィ-アルミホイルで版画をつくらう-/篆刻-オリジナルの雅印をつくらう-/「美術館とつくらう」展

(2) ワークショップ・関連事業

こどもの日ワークショップ こどもの日記念缶バッジ作り/県民の日ワークショップ ビルダーカードでアートしよう/夏休みワークショップ 粘土で遊ぼう/地域連携ワークショップ 夢のモノレールをつくらう/100人ワークショップ 等身大から始めよう/クリスマスワークショップ 紙細工を楽しもう/スプリングワークショップ 色で遊ぼう/企画展関連/「山下麻衣+小林直人」展関連/かんたんワークショップ/対話型鑑賞教室

(3) 博学連携事業

学習支援キット貸出/ケンビーおもしろ創作・鑑賞教室/出張授業/中学生職場体験/千葉県立幕張総合高等学校美術館講座/高校生のための美術館セミナー/博物館実習/大学連携展示/大学連携ワークショップなど

(4) 研修事業

教師のためのアートガイダンス/千葉市中堅教諭等資質向上研修社会体験研修など

(5) 地域連携事業

成田アート博覧会/クリスマスマーケット/駅からハイキングなど

(6) 美術館活性化事業

ミュージアムコンサート

千葉県立中央博物館の概要（令和4年度）

1 使命

千葉県立中央博物館は、地域の市民と共に、自然と歴史に関わる資料・情報を収集・蓄積するとともに、基礎的・国際的視野に立つ科学研究により、その新たな価値を発見し、教育、展示その他全ての博物館活動を通して県民や社会へ発信し、県民共有の知的資産として未来へ伝える。

また、千葉県の中核的総合博物館として、さまざまな市民の幅広い知的ニーズに応えつつ、双方向の交流を通して、その生涯学習拠点となる。

2 場所

- (1) 本館 千葉市中央区青葉町955-2（県立青葉の森公園内）
- (2) 大利根分館 香取市佐原ハ4500
- (3) 大多喜城分館 夷隅郡大多喜町大多喜481
- (4) 分館海の博物館 勝浦市吉尾123

3 機関設置

- (1) 本館 平成元年1月11日（同年2月7日 一般公開）
- 大利根分館 平成18年4月1日分館化
令和4年度は5月28日～6月19日のみ開館
（大利根博物館 昭和54年4月1日機関設置 同年11月21日一般公開）
- 大多喜城分館 平成18年4月1日分館化 令和3年12月27日から休館
（総南博物館 昭和50年4月1日機関設置 同年9月10日一般公開）
- (2) 分館海の博物館 平成11年3月12日（同日 一般公開）

4 施設

- (1) 本館 敷地面積 13,178 m²
建物延床面積 15,254 m²
（展示室面積 4,291 m²/収蔵庫面積 3,591 m²/研究・管理部門 6,812 m²）
- 生態園 敷地面積 66,000 m²
建物延床面積 758 m²
- (2) 大利根分館 敷地面積 13,195 m²
建物延床面積 1,751 m²（展示室 535.66 m²/収蔵庫 253.83 m²）
- (3) 大多喜城分館 敷地面積 5,673 m²
建物延床面積 1,952.93 m²
（展示室 656.60 m²/収蔵庫 310.93 m²/研修室 246.75 m²等）
- (4) 分館海の博物館 敷地面積 7,161.01 m²
建物延床面積 7,696.13 m²（本館棟 3,919 m²/駐車場 3,694 m²等）

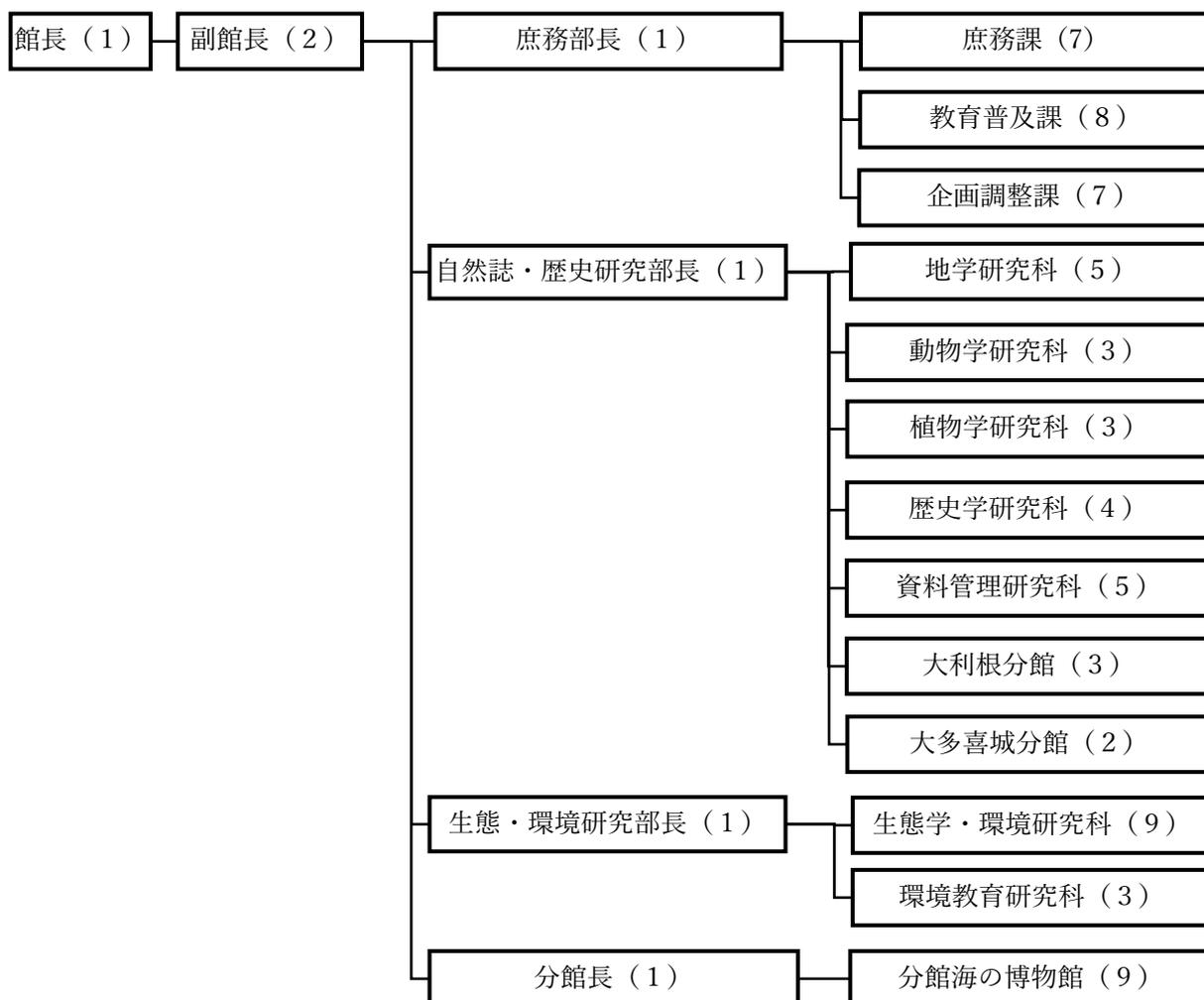
5 組織

- (1) 職員数 76名（うち、再任用18名）

区分	行政職	研究職	計
本館	12名(2名)	50名(13名)	62名
大利根分館	0名	3名(1名)	3名
大多喜城分館	0名	2名	2名
分館海の博物館	3名(1名)	6名(1名)	9名
計	15名(3名)	61名(15名)	76名

(注) 自然保護課千葉県生物多様性センター兼務職員1名、文化振興課兼務職員2名を含む。()内は再任用。

(2) 組織図



6 予算

	令和4年度 (千円)	令和3年度 (千円)	増減 (千円)
本館	214,529	203,989	10,840
大利根分館	16,428	18,086	▲1,658
大多喜城分館	17,726	28,850	▲11,124
分館海の博物館	73,696	78,203	▲4,507
合計	322,825	328,828	▲6,449

7 常設展示の構成

- (1) 本館
- 房総の自然と人間
 - 房総の自然誌
(房総の地学、房総の生物、海洋、生物の分類、小動物展示室)
 - 房総の歴史
 - 自然と人間のかかわり
 - 体験学習室
 - 生態園
房総の代表的自然を再現し、動植物の生態を身近に観察する野外施設
- (2) 大利根分館
- 利根川の自然と歴史、千葉県農業

- (3) 大多喜城分館 房総の城と城下町
 (4) 分館海の博物館 房総半島の海の自然
 房総の海
 さまざまな海の姿
 博物館をとりまく自然
 海と遊ぼう

8 収蔵資料

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
本館	1,111,127点	1,071,584点	1,050,774点
大利根分館	18,548点	21,801点	21,800点
大多喜城分館	2,020点	2,020点	2,020点
分館海の博物館	74,073点	72,345点	71,217点
合計	1,216,768点	1,167,750点	1,145,811点

9 入館者数

(1) 令和3年度

	入館者数	うち有料入館者数	入館料収入
本館	137,475人	19,627人	7,506,340円
大利根分館	11,275人	1,533人	369,000円
大多喜城分館	62,419人	24,756人	4,636,940円
分館海の博物館	49,868人	22,272人	4,573,440円
合計	261,037人	68,188人	16,753,620円

(2) 令和2年度

	入館者数	うち有料入館者数	入館料収入
本館	53,865人	11,838人	4,291,590円
大利根分館	2,335人	837人	164,600円
大多喜城分館	43,128人	19,700人	4,372,000円
分館海の博物館	31,890人	18,511人	3,596,560円
合計	131,218人	50,886人	8,133,160円

(3) 令和元年度

	入館者数	うち有料入館者数	入館料収入
本館	108,751人	19,586人	7,330,010円
大利根分館	11,275人	1,414人	343,210円
大多喜城分館	62,419人	24,756人	5,030,870円
分館海の博物館	49,868人	22,272人	4,300,240円
合計	232,313人	68,028人	17,004,330円

10 令和4年度主要展示事業

- (1) 特別展 本館 ・特別展「鯨」
 令和4年7月16日(土)～9月25日(日)
- (2) 季節展示等 本館 ・春の展示「苔松・苔梅—春を寿ぐうめのきごけ」
 令和4年1月8日(土)～5月8日(日)
- ・トピックス展「五百沢智也氏が描いた房総の風景」
 令和4年4月29日(金)～6月19日(日)
- ・秋の展示「おはまおり—海へ向かう神々の祭—」
 令和4年10月22日(土)～令和5年1月9日(月・祝)
- ・出土遺物公開事業「柏北部東地区の遺跡展」

令和5年1月21日(土)～令和5年2月26日(日)

公益財団法人千葉県教育振興財団との共催

・春の展示「ちばの植物 探・検・隊！」

令和5年3月11日(土)～5月28日(日)

(3) 生態園トピックス展

・カエル

令和4年3月1日(火)～5月15日(日)

・第11回生態園ギャラリー

令和4年7月5日(火)～9月4日(日)

・生態園の意外な動物たち

令和5年2月28日(火)～6月4日(日)

(4) 分館海の博物館

・令和4年度収蔵資料展「九十九里浜の海の生きもの」

令和4年7月16日(土)～9月4日(日)

・マリンサイエンスギャラリー「房総の魚 名魚・珍魚・ふつうの魚」

令和5年2月23日(木・祝)～5月7日(日)

千葉県立現代産業科学館の概要

令和5年1月12日

1 設置目的及び展示内容等

子どもから大人まで、だれもが産業に応用された科学・技術を体験的に学ぶことができる場を提供することを目的として、平成6年6月15日に開館した。

(1) [展示内容の構成]

①「現代産業の歴史」

現代の日本、および千葉県の基幹産業である電力・石油・鉄鋼産業について、人が電気や鉄、石油と出会い、どのように近代工業へと発展したか、その発展の歴史や現代の技術を紹介する。

②「先端技術への招待」

先端技術とはどのようなものか、またそれは私たちの生活や社会をどのように変えるのかについてエレクトロニクス・バイオテクノロジーなどを中心に紹介する。

③「創造の広場」

創造の科学・生活の科学・サイエンスステージ・放電実験室の4つのコーナーなどを設置し、科学現象の不思議さや楽しさを実際に参加し体験する。

④その他

- ・「科学情報コーナー」 図書室と、宇宙や時空に関する展示
- ・「サイエンスドーム」 夏にプラネタリウムの上映を行うなど<直径23 mのドーム型スクリーン>
- ・「サイエンスドームギャラリー」 当館の展示に関連する幅広い展示を行う（入場料無料）
- ・「屋外展示」 自然石をもとにつくられたオブジェ「好奇心の門」「不思議のたね」
- ・「特設コーナー」 収蔵資料や展示・運営協力会の協力で、話題性のあるテーマの展示を行う
- ・「ワークショップ」 パイロット体験 スパル360 解体展示等

(2) 展示・運営協力会

館の活動や充実・発展のため趣旨に賛同する専門的な知識を有する団体及び個人が、館の活動に対し支援及び助言を目的として設置（平成6年6月13日）

- ・会員数 100（うち団体会員数64）
- ・協力事業

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
講演会	0回	0回	0回	1回	1回
展示会	1回	1回	0回	1回	1回
実験、工作教室	8回	0回	2回	12回	11回
サイエンスショー	4回	0回	0回	5回	6回
特設コーナー	0回	0回	0回	3回	2回

2 施設等

- (1) 敷地面積 18,181.85㎡
- (2) 建物概要 建築面積 5,150.14㎡
延床面積 8,492.61㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
階数 地上2階、地下1階

3 職員構成

- 館長 1人、副館長 2人、
- 職員 庶務課 4人（うち1名臨任）、普及課 7人、学芸課 9人 計 23人
会計年度任用職員（一般事務 1人、展示解説員 3人、主任技術員 6人、
障害者雇用 1人、事務補助 1人 計 12人）

4 令和4年度の主な事業 総事業費 145,297千円 (前年度比 2,002千円減)

(1) 展示事業費 15,318千円 (前年度比 168千円増)

・企画展「ネジる ツナがるーモノ×ネジ×ヒトー」 5,572千円 <10/15~12/4>

・ドーム活性化事業「プラネタリウム上映」 5,655千円 <8/5~8/24>

サイエンスドームを活用して、夏季に最新設備によるプラネタリウム上映会を実施し、幅広い階層の来場者の入館を促進。 観覧者数 9,962人

(2) 普及・調査研究事業等 26,885千円 (前年度比 2,298千円減)

・解説員・技術員の人件費 24,873千円 ・調査研究費 335千円

常設展示室の広報や科学技術、産業技術等に関する総合的な調査・研究を行い資料の収集、教育普及活動の展開を行う経費など

(3) 庁舎・維持管理費 103,094千円 (前年度比 128千円増)

館の施設設備等の維持、保守点検並びに運営に要する経費など

5 入館者の状況

①開館からの100万人毎の達成年月日

- ・平成9年8月28日 入館者100万人
- ・平成12年8月15日 入館者200万人
- ・平成15年7月13日 入館者300万人
- ・平成20年8月26日 入館者400万人
- ・平成26年8月18日 入館者500万人
- ・令和4年8月3日 入館者600万人

②過去5年間の入館者の推移 (単位：人)

年度	入館者数	開館からの累計	開館日数(臨時休館日数)
29年度	173,163	5,627,428	305日
30年度	165,900	5,793,328	305日
元年度	128,819	5,922,147	281日(25日)
2年度	17,057	5,939,204	175日(131日)
3年度	39,446	5,978,650	305日

③令和4年度入館者数 ※12月末日 (単位：人)

開館日数 305日 (年間)	区分	乳幼児	小・中学生	高・大学生	一般	計
	個人	7,114	11,865	739	43,032	62,750
団体	415(21)	3,674(54)	215(7)	997(26)	5,301(108)	
合計	7,529	15,539	954	44,029	68,051	

※()は団体数

【参考】令和3年度入館者数 (単位：人)

開館日数 305日	区分	乳幼児	小・中学生	高・大学生	一般	計
	個人	4,685	5,979	495	27,989	39,148
団体	96(5)	69(2)	73(3)	60(2)	298(12)	
合計	4,781	6,048	568	28,049	39,446	

※()は団体数

平成30年度入館者数 (単位：人)

開館日数 305日	区分	乳幼児	小・中学生	高・大学生	一般	計
	個人	12,701	23,102	990	113,168	149,961
団体	2,218(56)	9,099(147)	578(13)	4,044(160)	15,939(376)	
合計	14,919	32,201	1,568	117,212	165,900	

※()は団体数

(2) 企画展示

「関東 塩ものがたり」

9/30 (金) ~ 11/27 (日)

- ・概要：江戸時代、市川行徳の塩田は関東随一の塩の産地でした。本企画展では、人が生きるための必需品として海から川を通じて内陸全土に運ばれた「塩」をテーマに、関東地方における生産と流通の歴史を紹介した。特に、行徳塩田の成立と興隆、瀬戸内産の塩との商業的攻防などを示す資料を系統的に展示することで、千葉県の歴史・文化・自然に対する見学者の関心を深めることを目的とした。

【関連事業】

(体験教室) 10月・11月に計2回

また、11月に関連講演会を開催

10月に展覧会に関連した歴史散歩(日帰りの旅)を実施

(展示解説会) 10月・11月に3日間実施

【入館者数 14,705人】

(3) その他の展示

ア 2022「国際博物館の日」記念事業 パネル展「川辺の鳥たち」

4/19 (火) ~ 6/26 (日)

- ・自然環境の豊かな川辺には多くの鳥たちが集まります。そんな鳥たちの様子をパネルで紹介した。

【入館者数 19,174人】

イ パネル展「関宿周辺 歴史探検」

6/28 (火) ~ 9/25 (日)

- ・関宿とその周辺に残る古代から近代までの史跡を、写真で紹介した。

【入館者数 21,587人】

ウ 関宿城写生コンクール作品展

9/13 (火) ~ 10/2 (日)

- ・関宿城周辺を題材とした写生画を公募し、作品を展示した。

【入館者数 6,387人】

エ 第22回関宿城百景写真展

12/2 (金) ~ 1/15 (日)

- ・関宿城周辺を題材とした写真を公募し、作品を展示中。

オ 昔のくらし展

1/17 (火) ~ 4/16 (日)

- ・昔なつかしい、かつての生活用具や農具などを展示予定。

7 主な教育普及事業

ア 歴史講座

- ・古文書を読む(入門編・初級編 各3回連続) 計6回

イ 博物館セミナー

- ・調査協力員等による研究成果の発表 7回

ウ 体験教室—みんなでふれあい体験—

- ・河川敷の野鳥観察会 2回
- ・河川敷のいきものさがし(小学生向け)(一般向け) 各1回
- ・関宿城下を歩こう(城下町コース) 3回
- ・関宿城下を歩こう(河川コース) 2回

- エ ミュージアムトーク（展示解説会） 12回
- オ 研修会「教員のための博物館利用研修会」
- カ 学習支援
 - ・常設展示案内
- キ 郷土食講座
 （新型コロナウイルス感染拡大の防止のため中止。）
 - ・そば打ち [打ち方コース]、[打ち方+ゆで方コース]
 - ・小麦まんじゅうづくり ・鷹菜漬
- ク イベント・ワークショップ
 （新型コロナウイルス感染拡大の防止のため一部中止。）
 - ・関宿城で初日の出をみよう ・県民の日イベント
 - ・夏休み子どもスケッチ 高瀬船を描こう
 - ・お正月飾りを作ろう ・関宿城でお正月
 - ・出前授業、学校等団体対応、職場体験・インターンシップ等

8 収蔵資料 （令和4年3月31日現在）

総数	内訳	民俗	古文書・古典籍	美術工芸	写真	埋蔵文化財
28,714		635	22,016	5,869	193	1

9 入館者数 （令和4年3月31日現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入館者数	95,784人	89,315人	57,700人	85,541人
開館日数	308日	281日	191日	300日
累計入館者数	3,080,832人	3,170,417人	3,227,847人	3,313,388人

※平成25年4月20日 入館者250万人達成、平成30年4月28日 入館者300万人達成

千葉県立房総のむらの概要（令和4年度）

1 使 命

千葉県立房総のむらは、伝統的なくらしや道具、ものづくりの技を保存・継承し、新たな価値を見だし、展示や体験をとおして歴史や文化を学ぶ博物館を目指す。
また、歴史や自然を愛する心を育み、伝統文化の理解や学習、地域づくりを支援する。

2 沿 革

昭和61年4月1日	機関設置。総屋・めし屋・そば屋の公開開始。
平成4年6月15日	下総・安房の農家の設置に伴い、全施設の公開開始。
平成16年4月1日	房総風土記の丘（昭和51年開館）と統合。入場料有料化。
平成18年4月1日	指定管理者制度導入。 指定管理者：(財)千葉県教育振興財団(3年間)。
平成21年4月1日	指定管理者：(財)千葉県教育振興財団(5年間)。
平成26年4月1日	指定管理者：(公財)千葉県教育振興財団(5年間)。
平成31年4月1日	指定管理者：(公財)千葉県教育振興財団(5年間)。

3 施 設

- | | |
|-----------|---|
| (1) 住 所 | 印旛郡栄町龍角寺 1 0 2 8 |
| (2) 敷地面積 | 約 5 1 h a |
| (3) 建 物 | 計 2 8 棟 |
| ・再現建物 | 24 棟 管理棟・総合案内所・商家16・武家屋敷・農家3・農村歌舞伎舞台・水車小屋 |
| ・風土記の丘資料館 | 1 棟 |
| ・指定文化財建造物 | 3 棟 国指定：旧学習院初等科正堂・旧御子神家住宅
県指定：旧平野家住宅 |
| (4) 展 示 室 | 1,037.41㎡（商家 8 棟214.11㎡・風土記の丘資料館823.3㎡） |

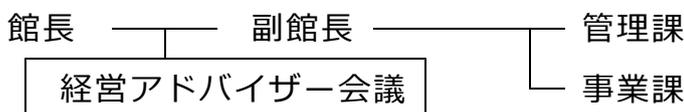
4 組 織（令和5年1月1日現在）

(1) 職員数 110名

	県退職等	事務員	学芸員	嘱 託	技術員	時間雇用	合 計
館 長	1						1
副 館 長	1						1
管 理 課	2	4		1	1	5	13
事 業 課	6	1	5	5	30	48	95
広報普及グループ	2	1	1	2	5	8	19
商家グループ			3	2	13	27	45
農家グループ	1		1	1	9	10	22
風土記の丘グループ	3				3	3	9
計	10	5	5	6	31	53	110

※ 学芸員資格保有者：19名

(2) 組織図



5 予算

(単位:千円)

	令和4年度当初	令和3年度当初	令和2年度当初
指定管理料	419,200	378,000	398,600

6 常設展示の構成

(1) ふるさとの技体験エリア

- ・ 商家の町並み景観と武家屋敷
 - 商家16棟、武家屋敷及び総合案内所の復元建物
 - 各々の調度品及び生活歳時記を展示
 - 商家2階
 - 女性の髪型・藍染・和菓子をつくる・浮世絵－彫りと摺り－
 - 生活の中の和紙・お酒ができるまで・くすり・竹とくらすを展示
- ・ 農家と耕作景観
 - 上総の農家、下総の農家、安房の農家
 - 農家の佇まいと調度品の展示及び生活歳時記の展示
 - 稲作栽培景観と四季折々の畑作栽培景観
 - 災いよけの屋外展示
 - 水車小屋
 - 米の精白
- ・ おまつり広場
 - 農村歌舞伎舞台

(2) 歴史と自然を学ぶ風土記の丘エリア

- ・ 風土記の丘資料館（大規模改修中 令和5年度再開予定）
- ・ 屋外展示 龍角寺古墳群・岩屋古墳
 - 復元竪穴住居（大規模改修に伴い令和5年度再開予定）
 - 旧学習院初等科正堂、旧御子神家住宅、旧平野家住宅

7 収蔵資料（令和4年8月31日現在）

	考古資料	自然資料	民俗資料	合計
資料数	9,463	208	3,021	12,692

8 入館者数

	入館者 (単位:人)	入館料 (単位:円)		
		うち有料	うち外国	
令和3年度	129,111	39,556	1	11,327,800
令和2年度	68,224	21,908	38	6,315,730
令和元年度	216,780	55,348	6,814	15,153,860

9 令和4年度主要事業

(1) イベント(まつり)

- ・春のまつり (5/3～5) 入館者12,547名
- ・むらの縁日・夕涼み (8/6,7) 入館者13,777名
- ・秋のまつり (10/1,2) 入館者 3,952名
- ・ふるさとまつり (11/3) 入館者 4,551名
- ・むらのお正月 (1/3,4) 入館者 5,503名
- ・さくらまつり (3/25,26予定)

(2) 展覧会

- ・民家展示 昔の暮らし (10/1～11/13)
- ・トピックス展 上総掘りでホリヌキ井戸を掘る (7/16～11/23)

(3) 講座・講演会等

- ・考古学講座 (10/16)
- ・里山観察会 (9/24,10/8,11/26)
- ・野鳥観察会 (2/18予定)
- ・歴史の里の音楽会 (10/9)
- ・房総座(落語会) (6/19,10/29,1/29予定)
- ・伝統芸能入門 (6/19,8/20,11/27)
- ・北総江戸めぐり (9/19,3/12予定)

(4) 日常の実演・体験演目

- ・商家町並み めし屋・そば屋・川魚の店・菓子の店・お茶の店・呉服の店・小間物の店・本瓦版の店・紙の店・細工の店・畳の店・酒燃料の店・瀬戸物の店・木工所・鍛冶屋と武家屋敷で演目を実施。
- ・農家 上総・下総・安房の農家で農事暦・生活歳時記・手工芸・機織り・食品加工・こどものあそびなどの演目を実施。
- ・風土記の丘資料館 勾玉作り、観察会などの演目を実施。
- ・総屋(広報普及) 伝統文化入門などを実施。

千葉県立博物館情報システムの概要と今後の更新予定

1 概要

博物館情報システムは、ICTにより県民財産である博物館資料の効率的な管理・活用及び千葉県の豊かな自然や文化の魅力発信を目的として、平成4年度に運用を開始した。現在、県立博物館5館3分館、計8施設（美術館・中央博物館・分館海の博物館・大利根分館・大多喜城分館・現代産業科学館・関宿城博物館・房総のむら）で運用している。

2 経緯

平成4年度	情報システム供用開始（NTTデータ通信株）
平成9年度	ウェブサイト公開開始
平成10年度	システム更新（NTTデータ通信株）
平成14年度	デジタル・ミュージアム公開開始
平成18年度	システム更新（株ニューソン）、メールマガジン配信開始
平成23年度	契約延長（1年）
平成24年度	システム更新（富士通リース株）
平成29年度	契約延長（11か月）、現行システム運用開始

3 システムの内容

- (1) 収蔵資料データベース（収蔵資料情報の管理、一般への公開）【Musetheque V4】
- ・登録件数 516,198 件、総公開点数 415,811 件（画像 34,963 件を含む）
 - ※令和4年12月1日現在
 - ※詳細は別紙1を参照
- (2) 各県立博物館ウェブサイト【i-City Portal】
- ・デジタル・ミュージアム 91番組
 - （内訳：美術館10、中央博物館45、分館海の博物館4、大利根分館2、大多喜城分館2、現代産業科学館5、関宿城博物館9、房総のむら14）
 - ※千葉県立博物館ホームページ一覧を参照
 - ・メールマガジン
 - ・電子メール（イベントの電子受付対応を含む）
 - ・ネットワーク環境の整備（来館者用Wi-Fiなど）
 - ・保守管理等（各館への端末等のリース、外部データセンターの運用、保守等）

4 現行契約

(1) 内容

- ・発注者：千葉県立中央博物館長
受託者：富士通リース株式会社（現：F L C S株式会社）
- ・平成30年3月から令和5年2月までの5年間の長期継続契約
- ・令和6年2月まで現行契約を延長予定（1年間）

(2) 前期システムからの主な改善点

- ・ハード、ソフトの更新によるセキュリティと県民サービス向上
- ・ウェブサイト管理システム（CMS）の機能改善、スマートフォン対応
- ・収蔵資料データベースの改善と入力機能強化

5 今後のシステム更新予定

- ・令和5年度に契約、データ移行
令和6年3月1日から次期システム運用開始
- ・改善したい点
 - ①セキュリティ強化
 - ②博物館ホームページの改善（オープンデータ化の促進、イベント申込みの利便性など）
 - ③無線LAN対応エリアの拡充
 - ④インターネット回線の増速
 - ⑤資料データベースのクラウド化
 - ⑥その他

(参考) 千葉県立博物館ホームページ一覧

千葉の県立博物館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/>)



千葉県立美術館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/ART/>)



千葉県立中央博物館大多喜城分館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/SONAN/>)



千葉県立中央博物館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/NATURAL/>)



千葉県立現代産業科学館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/SCIENCE/>)



千葉県立中央博物館分館海の博物館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/UMIHAKU/>)



千葉県立関宿城博物館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/SEKIYADO/>)



千葉県立中央博物館大利根分館

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/OTONE/>)



千葉県立房総のむら

(<http://www2.chiba-muse.or.jp/MURA/>)



資料登録件数 (令和4年12月1日現在)

館別登録件数

館名	登録件数	データ公開件数	公開画像点数
美術館	9,591	2,852	950
中央博物館	427,230	386,538	22,091
大利根分館	12,340	1,403	1,251
大多喜城分館	1,020	463	368
分館海の博物館	12,625	12,549	844
現代産業科学館	2,599	2,038	2,320
関宿城博物館	7,782	6,846	4,987
房総のむら	43,011	3,122	2,152
合計	516,198	415,811	34,963

分類別件数

分類	登録件数	データ公開件数	公開画像点数
動物	177,835	172,836	8,057
植物・菌類	177,554	167,900	735
岩石	20,560	522	1,108
地学景観画像	219	216	238
古生物	18,099	15,994	7,225
人文	79,053	32,763	14,330
年中行事	61	0	0
工業・科学技術	2,599	2,038	2,320
美術作品	2,870	2,852	950
図書・刊行物	37,346	20,688	0
雑誌	2	2	0
合計	516,198	415,811	34,963

次期博物館情報システムにのぞむこと（令和2～3年度千葉県博物館協議会）

提言		対応等
1	県立博物館・美術館が主催する講座・イベント等を検索でき、申込（予約）ができること	資料以外の横断検索について 次期システムで検討予定
2	県民の声（要望・苦情等）を受け付ける窓口的なものをもうけること	メールアドレスを各館HPに設置
3	団体予約システム（感染症拡大防止）を導入すること	検討中
4	学校関係者に、県立博物館・美術館が提供している授業で使える素材・コンテンツ・プログラム等を一望できること	各館の学校団体向けページで実施済み
5	県立博物館・美術館が公開している、研究報告、「おうちでミュージアム」の各種コンテンツ等のダウンロード件数を確認できること	次期システムで検討予定
6	動画コンテンツの作成・編集を可能とする機器のリースをすること	予算に限りがあるため、 情報システムとは別に各館で行う

博物館法 (昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号、最終改正：令和 4 年 4 月 15 日法律第 24 号)

(目的)

第一条 この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) 及び文化芸術基本法 (平成十三年法律第百四十八号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関 (社会教育法による公民館及び図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) による図書館を除く。) のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(博物館協議会)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長) が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

博物館法施行規則 (昭和 30 年 10 月 4 日文部省令第 24 号、最終改正：令和 4 年 9 月 30 日文部科学省令第 34 号)

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十八条 法第二十二条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成 23 年 12 月 20 日文部科学省告示第 165 号)

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

令和四年四月一日

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、知事が教育（法第四条第二項に規定する教育をいう。以下同じ。）に関する事務を管理し、及び執行することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第二条 次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

一 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。

イ 千葉県立美術館

ロ 千葉県立中央博物館

ハ 千葉県立現代産業科学館

ニ 千葉県立関宿城博物館

ホ 千葉県立房総のむら

二 スポーツに関すること（法第十八条第三項に規定する学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第二条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は千葉県教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により千葉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により千葉県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により知事がした処分その他の行為又は当該規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

博物館管理規則 制定概要

1 制定理由

令和4年3月「千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」制定により、博物館の設置、管理及び廃止に関する事務について、知事が管理・執行することが定められた。これを受けて「教育機関設置条例」が改正され、博物館の管理規則については知事が定めることとなったことから、現行の教育委員会規則を廃止し、知事が所管する規則として新たに制定したものである。

2 制定内容

千葉県立美術館、千葉県立中央博物館、千葉県立現代産業科学館、千葉県立関宿城博物館の管理に関し必要な事項

- ・開館時間（第二条）
- ・休館日（第三条）
- ・入館の制限（第四条）
- ・入場券（第五条）
- ・禁止行為（第六条）
- ・損害の賠償（第七条）
- ・委任（第八条）

3 施行日

令和4年4月1日

博物館協議会運営規則 (令和4年4月1日千葉県規則第29号)

(趣旨)

第一条 この規則は、教育機関設置条例(昭和三十二年千葉県条例第四号)第二十一条の二第五項の規定により、博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長及び副会長の任期は、二年とする。ただし、再選されることができる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、議長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第三条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、会議の開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき案件を開会日の七日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 前項の通知をした後に緊急を要する案件があるときは、同項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

(会議)

第四条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その案件に限りこれを招集する。

(議事)

第五条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第六条 会長は、運営上必要と認めるときは、協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 第三条及び前条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定(第三条第一項を除く。)中「会議」とあるのは「分科会会議」と、「委員」とあるのは「当該分科会に属する委員」と、同項中「協議会」とあるのは「分科会」と、「「会議」とあるのは「分科会会議」と、「会議の」とあるのは「分科会会議の」と、同項及び同条第二項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(関係職員の出席)

第七条 関係職員は、会議及び分科会に出席して意見を述べるることができる。

(庶務)

第八条 協議会に関する庶務は、千葉県立中央博物館において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

博物館協議会傍聴要領

傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議開始時刻の 30 分前から 20 分前までの間に、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室する。
- (2) 傍聴の定員は 10 名とし、定員を越えた場合は抽選とします。

会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に上記事項に従わない場合は、退場とすることがある。